

令和2年度

益田地区広域市町村圏事務組合
定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合
監査委員

目 次

第1 監査の種類	1頁
第2 監査の範囲	1頁
1 対象事務事業	1頁
2 対象課	1頁
第3 監査の期間	1頁
第4 監査の方法	1頁
1 監査対象課に提出を求めた資料及び提出のあった資料	2頁
2 説明を聴取した事務事業	2頁
第5 監査の要点(監査重点項目)	2頁
1 令和2年度広域会計予算執行状況(4月1日から12月31日まで)	2頁
2 令和元年度広域会計委託料に関する事務	2頁
第6 監査の結果	3頁
第7 まとめ	3頁
1 令和2年度広域会計予算執行状況(4月1日から12月31日まで)	3頁
2 令和元年度広域会計委託料に関する事務	3頁
— 資料 —	
1 令和2年度広域会計予算執行状況	4頁
2 令和元年度広域会計委託料に関する事務	5頁, 6頁

(注解)

1 各表中、収入(執行)率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。

令和2年度益田地区広域市町村圏事務組合 定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合

監査委員 原 伸 二

監査委員 寺 井 良 徳

第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、益田地区広域市町村圏事務組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間の、益田地区広域市町村圏事務組合会計（以下「広域会計」という。）の、予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和元年度広域会計で、対象課が所管する歳出科目「委託料」に関する事務

2 対象課

益田広域消防本部 総務課

第3 監査の期間

令和2年1月18日（月）から 同年2月9日（火）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課に次の表に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した後、担当課からの聴取を行った。

1 監査対象課に提出を求めた資料及び提出のあった資料

部名等	課名	歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	委託料に関する事務
益田地区広域市町村圏事務組合	益田広域消防本部 総務課	提出 有	提出 有	提出 有	提出 有

2 説明を聴取した事務事業

(1) 令和2年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

課名	歳入				歳出			
	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
益田広域消防本部 総務課	12	-	3	-	31	-	6	-

(2) 令和元年度広域会計委託料に関する事務

委託の分類別事業数及び説明聴取事業数

課名等	保守管理		警備清掃		調査検査		施設管理		厚生福祉		計	
	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数
益田広域消防本部 総務課	11	3	2	1	6	3	2	1	8	2	29	10

※1 委託事業につき複数分類あり

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和2年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 執行率の低い要因は何か。
- (3) 調定の時期及び手続きは適正か。
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- (5) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。

2 令和元年度広域会計委託料に関する事務

- (1) 委託の目的は明確になっているか。
- (2) 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- (3) 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。（仕様書は作成されているか。）
- (4) 随意契約の場合、その理由は適正か。
- (5) 契約書は適正に作成されているか。
- (6) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- (7) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。

- (8) 成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (9) 委託の事後評価は行われているか。

第6 監査の結果

令和2年度広域会計予算執行(4月～12月)に関する事務が適正に行われているか、また、令和元年度広域会計委託事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、監査対象とした、益田広域消防本部総務課が所掌する事業調書の提出を求めた。その中から抽出した8件の委託事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び委託事業の手続きは、概ね適正に処理されていると認められた。今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ必要な措置を講じるとともに、関係法令、例規等を遵守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

第7 まとめ

1 令和2年度広域会計予算執行状況(4月1日から12月31日まで)

監査の対象とした、令和2年度広域会計歳入・歳出予算執行状況(4月～12月)は、次ページの表のとおりである。

全体的に、事業実績に基づき、年度末に処理する事務が多く見受けられた。事務処理時期が集中することにより過誤が発生しないよう迅速な事務執行に努められたい。

2 令和元年度広域会計委託料に関する事務

今年度は委託料に関する事務を重点項目として監査を実施した。

事務事業の委託に当たっては法令に適合し、行政責任が確保できること、市民サービスの確保ができることなど、効率性、有効性が求められる。

この監査において委託の目的は、全て「外部の専門知識、技術の活用」となっている。

また委託業者の選定方法では、「随意契約」の件数が大半を占めている。随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令で定められている場合に適用されるものである。

消防本部においては、消防指令システム、消防緊急通信指令施設等、特殊な技術や設備、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業が多く、随意契約が大半を占めると見られる。事業については、委託成果の活用に併せ、事後評価も実施されていたが、今一度、委託業務の目的、効果を見定め、財政状況、公平性等を考慮し、適正な選定方法の検討が望まれる。

委託事業については、継続的な事業が数多く占めている。法令を遵守し、契約事務の公平、公正、透明性の確保を図り、適正な職務の遂行に努められたい。

— 資料 —

1 令和2年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

監査の対象とした、令和2年度広域会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、以下の表のとおりである。

〔 歳 入 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
消防費負担金	1,102,424,000	1,042,082,000	1,040,992,000	1,090,000	94.4	99.9
消防事務処理負担金	870,000	870,000	870,000	0	100.0	100.0
消防手数料	1,700,000	1,298,200	1,291,300	6,900	76.0	99.5
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
繰越金	3,976,000	3,976,309	3,976,309	0	100.0	100.0
雑入	3,635,000	3,152,666	3,152,666	0	86.7	100.0
消防債	10,100,000	0	0	0	0.0	—
合計	1,122,706,000	1,051,379,175	1,050,282,275	1,096,900	93.5	99.9

〔 歳 出 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
常備消防費	989,554,000	751,545,762	739,565,572	238,008,238	75.9
消防施設費	116,537,000	74,012,705	17,081,434	42,524,295	63.5
元金	16,225,000	11,811,443	11,811,443	4,413,557	72.8
利子	390,000	157,512	157,512	232,488	40.4
合計	1,122,706,000	837,527,422	768,615,961	285,178,578	74.6

2 令和元年度広域会計委託料に関する事務

監査の対象とした令和元年度広域会計委託業務の名称及び委託の状況は以下のとおりである。

(1) 委託事業の名称

対象課	業務委託の名称
益田広域消防本部 総務課	メディカルコントロール業務
	消防自動車（タンク車）水漏れ原因調査
	消防本部ホームページ保守
	自家用電気工作物保安管理
	消防指令システム設備年間保守管理
	活動波無線保守管理
	三者間同時通訳及び多言語通訳導入
	庁内LANメール設定
	消防緊急通信指令施設保守管理（共通波無線）
	中国総合通信局定期検査（共通波）
	中国総合通信局定期検査（活動波）
	雇用時健康診断業務
	救急救命研修入所に係るワクチン接種
	B型肝炎検査及びHBワクチン接種業務
	職員定期健康診断業務
	ストレスチェック検査
	消防本部庁舎清掃業務
	消防本部浄化槽維持管理業務
	給与システム保守
	消防吏員採用試験
裁判終了に係る弁護士	
救急医療廃棄物処理	

※業務委託の名称は、提出のあった監査調書からそのまま転記した。

(2) 委託の分類別内訳

分類	件数
保守管理	11件
警備清掃	2件
調査検査	6件
施設管理	2件
厚生福祉	8件
計	29件

※1事業に複数分類あり

(3) 委託の目的別内訳

目的	件数
外部の専門知識・技術の活用	22件
計	22件

(4) 委託料算定方法別内訳

算定方法	件数
業者の見積りを参考とするもの	9件
実績を参考とするもの	13件
計	22件

(5) 委託業者選定方法別内訳

選定方法	件数
指名競争	1件
随意契約	21件
計	22件

(6) 委託業者選定方法別の参加業者数内訳

参加業者数	選定方法	
	一般競争入札	随意契約
1 業者	0件	19件
3 業者	1件	1件
4 業者	0件	1件
計	1件	21件

(7) 随意契約の事由別内訳

随意契約の事由 (地方自治法施行令第167条の2第1項)		件数
第1号	規則で定める額を超えない	1件
第2号	性質又は目的が競争入札に適さない	20件
計		21件

— 参 考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4から6 【略】

令和2年度

益田地区広域市町村圏事務組合 定期監査報告書

令和3年3月発行

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分館

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp